

第1章 総 則

第1 目 的

- 1 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する開発行為の許可（以下「開発許可」という。）等に関し、法令の運用及び審査上の具体的な基準を明確にするとともに、我孫子市開発行為に関する条例（平成19年市条例第25号。以下「条例」という。）とあいまって、本市の特性に応じたまちづくりを推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

趣旨：この審査基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に基づき、法令の定めに従って判断するために必要とされる具体的な事項を定めたものであり、市街地整備課窓口に備え付けるものとする。なお、「開発許可等」とは、法第29条第1項に基づく許可、法第35条の2第1項に基づく許可、法第37条第1号に基づく承認、法第41条第2項ただし書に基づく許可、法第42条第1項ただし書に基づく許可、法第43条第1項に基づく許可及び法第45条に基づく承認をいう。

【条例】

（目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する開発行為の許可（以下「開発許可」という。）に関し、開発許可の申請に伴う事前の手續に関する事項を定めるとともに、法に基づく開発行為の規模、開発許可の基準及びまちづくりに関する諸制度の活用のほか、まちづくりを推進する上で必要な整備すべき施設等の基準等を定めることにより、本市の特性に応じたまちづくりを推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

【規則】

（趣旨）

第1条 この規則は、我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。